

火災共済事務取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、地方自治法第263条の2第1項の規定に基づいて、公益財団法人都道府県センター災害共済部（以下「県災」という。）又は公益社団法人全国公営住宅火災共済機構（以下「住宅災」という。）に、一般会計に属する県有物件に係る災害による損害に対する相互救済事業（以下「火災共済」という。）を委託する場合の取扱いを定め、もって県有財産の適正な管理に資するものとする。

(加入物件)

第2 火災共済の加入物件は、原則として、公有財産台帳に登載される県有財産のうち、次に掲げる物件とする。ただし、次に掲げる物件のうち、用途等から罹災のおそれがないもの（耐火構造の実習棟、車庫・倉庫等で、失火・類焼の危険性の少ないもの。）については、加入対象から除くものとする。

(1) 見積価格1,000万円以上の事務所建の建物

(2) 住宅建の建物

2 前項に掲げる建物以外の建物又は動産等で、財産管理分掌者において加入の必要を認めるものは、総務部長と協議して加入することができるものとする。

3 県が借り受けた建物その他のもので、契約により火災保険加入の特約をしたものについては加入するものとする。（ただし、民間からの借り受け物件は対象としない。）

(見積価格)

第3 見積価格は、次に定めるところによる。

(1) 県有建物については、公有財産台帳の価格による。

(2) 借受け建物については、契約に定めがあるもののほかは、県の評価額とする。

(3) 動産その他については、取得価格又は再取得価格とする。

(委託先)

第4 火災共済の委託先は、建物の種目により次のとおりとする。

(1) 住宅建については、住宅災

(2) (1) 以外のものについては、県災

(委託方式)

第5 火災共済の委託方式は、比例填補方式（注1）によるものとする。ただし、県災へ委託するもののうち、耐火構造の物件については実損填補方式（注2）により委託するものとする。

（注1）比例填補方式とは、損害額に共済責任額の復成原価に対する割合を乗じた額が填補される方式をいう。

（注2）実損填補方式とは、見積価格のうち、想定される損害額を委託割合として、この額をもって共済責任額とする加入方式をいう。ただし、想定以上の損害が発生した場合、委託割合を超える損害については填補されない。

2 実損填補方式における委託割合は、別表1のとおりとする。

(加入又は解除の手続)

第6 前年度に引き続き継続加入する場合、財産経営課長は火災共済加入物件及び内容について、毎年前年度末までに財産所管課長の確認を経て更新手続を行うものとする。

2 建物の新築等により新たに加入を必要とする場合又は滅失・解体等により加入の必要がなくなった場合、財産所管課長は直ちに火災共済依頼書(別紙1)により財産経営課長に通知し、加入又は解除の手続を依頼するものとする。

(罹災速報)

第7 火災共済加入物件が、罹災した場合、財産所管課長は直ちに財産経営課長に対し次に掲げる事項を通報するものとする。

- (1) 罹災物件の名称
- (2) 罹災年月日・時刻
- (3) 罹災の原因・発火・類焼の別
- (4) 罹災の程度(分損・全損)と損害額見込み

(災害共済金等の請求手続)

第8 財産所管課長は、火災共済加入物件を復旧した日から30日以内に、県災の場合は別表2その1、住宅災の場合は別表2その2に掲げる災害共済金等の請求手続に必要な書類を財産経営課長に提出するものとする。

なお、復旧が、委託先への災害共済金等請求権の消滅時効となる罹災日から3年の間に完了しない場合は、その理由と請求時期について文書で財産経営課長へ報告するものとする。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

別表1

実損填補方式委託割合

※対象物件 県災のうち耐火構造の建物に適用

耐火構造：SRC(鉄骨鉄筋コンクリート)、RC(鉄筋コンクリート)
CB(コンクリートブロック)等

延面積	委託割合
1,000㎡以上	30%
400㎡以上	50%
400㎡未満	100%

別表2 その1

(県 災 用)

項目	交付対象範囲	請求に必要な書類	備考
災害共済金	○火災、落雷、破裂 又は爆発による損 害 ○風水災、氷雪害等 自然災害による損 害 ○車輛の飛び込み等 による損害 ○暴力行為による損 害 等	①災害共済金手続き依頼書 (別紙2) ②罹災顛末書(任意様式) ③消防署又は警察署の罹災 証明書(発行される場合) ④加入明細書の写し ⑤罹災物件の配置図及び平 面図 ⑥復旧見積書の写し ⑦復旧に係る請求書の写し ⑧罹災物件の所在地略図 ⑨罹災状況のカラー写真 ⑩新聞切り抜き(災害が記 事になった場合) ⑪財産台帳の写し(動産の 場合は備品台帳) ⑫施設所管理者による罹災 原因の申立書(暴力行為 が原因の場合のみ。任意 様式)	①復旧費は、国庫補助等を 除いた県費の額を記入 する。 ②罹災時の状況について 詳細に記入すること。暴 力行為等による場合は、 警察への届け出につい て明記すること。 ⑤罹災箇所、写真撮影場所 を記入すること。 ⑥⑦諸経費、消費税も算定 すること。見積書等に復 旧修繕・工事の内容が明 記されていない場合は、 積算書等復旧内容がわ かる書類を添付するこ と。
災害見舞金	○地震、噴火又はこ れらによる津波の 損害	上記災害共済金の③を除く 書類	

*報告書類は2部提出し、大きさは折り曲げる等によりA4版にすること。

別表2 その2

(住 宅 災 用)

項目	交付対象範囲	請求に必要な書類	備考
火災共済給付金	○火災による損害 ○落雷による損害 ○爆発による損害 ○損害防除のための消火活動に伴う損害	①被災報告書 (別紙3-1) ②火災共済給付金給付請求書 (別紙3-2) ③住宅被災調書 (別紙4) ④修復工事請負契約書及び工事明細書 ⑤住宅の状況を示す図面 ⑥被災状況を示す写真	④復旧する場合のみ。 ⑤図面上に被災箇所、写真撮影場所を記入すること。
	(復旧しない場合)	①特定給付金請求書 (別紙5) ②住宅被災調書 (別紙4) ③応急措置の工事請負契約書又は請求書 ④住宅の状況を示す図面 ⑤被災状況を示す写真	④図面上に被災箇所、写真撮影場所を記入すること。
復興建築助成金	○修復経費の額から給付金の額を控除した額の80%に相当する額を助成	①復興建築助成金交付申請書 (別紙6) ②工事検査調書、支出命令書又は施工業者の請求書 ③修復の状況を示す写真	付保率65%以上で火災共済に加入している物件に限る。
災害見舞金	○風水雪害 ○土砂崩れ、土石流及び地滑り ○地震若しくは噴火及びこれに伴う火災並びに津波 ○車両(積載物を含む。)の衝突及び接触 等	①被災報告書 (別紙7) ②住宅災害見舞金交付申請書 (別紙8) ③住宅災害状況調書 (別紙9) ④被害概算額見積書 ⑤被災住宅の写真 ⑥被災住宅の簡単な図面 ⑦その他被災状況を説明する資料	⑦被災証明書、新聞記事のコピー等。

*報告書類は2部提出し、大きさは折り曲げる等によりA4版にすること。